

上尾市  
上尾市消防本部  
上尾市水道事業  
上尾市議会  
上尾市教育委員会 訓令第1号  
上尾市選挙管理委員会  
上尾市監査委員  
上尾市代表監査委員  
上尾市農業委員会

本庁  
出先機関  
上尾市消防本部  
上尾市上下水道部  
上尾市議会事務局  
上尾市教育委員会事務局  
市立教育機関  
上尾市選挙管理委員会事務局  
上尾市監査委員事務局  
上尾市農業委員会事務局  
上尾市公文書管理運営委員会

上尾市公文書管理運営委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

上尾市長 畠山 稔  
上尾市消防長 中山 一之  
上尾市長 畠山 稔  
上尾市議会議長 田中 一崇  
上尾市教育委員会教育長 西倉 剛  
上尾市選挙管理委員会委員長 鈴木 博

上尾市監査委員 米 山 睦

上尾市監査委員 小 林 淳 子

上尾市監査委員 大 内 美 幸

上尾市代表監査委員 米 山 睦

上尾市農業委員会会長 市 村 英 一

上尾市公文書管理運営委員会設置規程の一部を改正する訓令

上尾市公文書管理運営委員会設置規程（令和6年上尾市・上尾市消防本部  
・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会・上尾市選挙管理委員会  
・上尾市監査委員・上尾市代表監査委員・上尾市農業委員会訓令第1号）の  
一部を次のように改正する。

別表中「議会事務局議会総務課長」を「議会事務局次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。